

令和2年度第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会 会議録

日 時	令和2年11月26日（木） 午後2時00分～午後3時20分
場 所	伊予市役所5階 委員会室
出席者 （委員）	小西 省三委員、上本 昌幸委員、水田 恒二委員 福島 久子委員、矢野 雄大委員、井上 寛規委員 水本 説男委員、西村 幸委員、阿部 富美委員 田中 大祐委員、吉田 京子委員、海田 淑彦委員 土居 和博委員、相田 紗也可委員
（事務局）	向井 裕臣市民福祉部長 米湊 明弘福祉課長 小笠原 聡子福祉課長補佐 木下 智之福祉課主査 坂本 憲昭福祉課主任
（欠席者）	灘岡 雅人委員
次 第	1. 開会 2. 議題 （1）「第3次伊予市障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の素案について （2）その他（意見交換） 3. 次回の審議会について 4. 閉会
阿部議長	それでは、議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。お手元の資料の次第に基づきまして協議に入らせていただきます。
事務局	まず、事業所・団体・幼保調査集計結果について、説明をお願いします。それでは、事前にお配りさせていただいております伊予市障がい者福祉に

関する事業所・団体・保育所及び幼稚園等アンケート調査の結果報告書に基づきまして、御説明をさせていただきます。事前にお配りをしておりますので、結果につきましては主なものを抜粋して御説明をさせていただきます。

まず、結果報告書の2ページを御覧ください。

こちらに調査の目的や概要について記載しておりますが、今回、市内の障害福祉サービスを提供されている事業所や市内の障がい児・障がい者団体、市内の幼稚園・保育園等を対象に調査を実施しております。

一番下の配布・回収結果のとおり、それぞれ事業所アンケートは9件、団体のアンケートは4件、保育所及び幼稚園等の調査に関しましては13件の回答がございましたので、こちらに取りまとめをさせていただいております。

それでは早速、3ページ以降、事業所アンケート調査の結果について御説明をいたします。

まず、6ページの間5番を御覧ください。

御回答いただいた各事業所の現在提供しているサービスについてお伺いしたところ、①の提供の有無のグラフにもございますとおり、放課後等デイサービスが5件、就労継続支援B型、児童発達支援がそれぞれ2件、また居宅介護以降がそれぞれ1件の御回答がございました。

また、その下の表には、各事業所における利用者の状況について記載しておりますので、御参照ください。

続いて、7ページ⑤番にて、不足していると感じるサービスについてお伺いしたところ、生活介護や就労継続支援B型、また共同生活援助、放課後等デイサービスがそれぞれ2件の回答となっております。

また、その下の問い6番ですが、こちらは令和2年4月から現在までの間、受入れができなかったサービスがありましたかとお伺いしたところ、あると御回答いただいた事業所が4件となっております。

次に、8ページ、問7番になります。

先ほどの受入れができなかったサービスがあると回答された事業所の中で、どういったサービスが提供できなかったかについてお伺いしたところ、4件とも放課後等デイサービスとなっております。

なお、受入れができなかった理由といたしましては、「希望される時間に利用が集中し、依頼時には定員に達していた」が4件、また、「新規契約者を受け入れる余裕がなかった」という回答が1件となっております。実際、この放課後等デイサービスに関しては、サービスの利用実績も増加している状況にありますので、今後も増加傾向が続くと想定されます。こうした

提供体制を確保するための体制整備が今後必要になってくると考えております。

続いて、9ページを御覧ください。

問10番、事業所が事業を運営していく上での問題点や課題点についてお伺いしたところ、「利用者を安定して確保することが難しい」、「職員の確保が難しい」という回答が5件と、最も多くなっております。こうした新規の利用者やマンパワーの確保が、今後安定的な経営を進める上での課題であると把握できます。

次に10ページになります。

問11では、事業者が提供するサービスの質の向上のために行っている取組についてお伺いしたところ、「利用者個々の状況に応じたサービス提供ができるような工夫を講じている」が9件と、最も多くなっております。

13ページを御覧ください。

問14では、新型コロナウイルス感染予防対策を講じる中での影響や今後検討が必要なことについて自由記述形式での質問をしたところ、主な御意見といたしまして、消毒作業や検温などの感染症対策業務が増加したこと、就労支援事業所において作業の依頼や売上げが減少したこと、また、思うように面会ができず利用者と十分なコミュニケーションを図ることが難しかったという御意見が挙がっております。

また、14ページ、問15です、市の障がい者施策を進める上での御意見についてお伺いしたところ、主な御意見といたしまして、庁内や関係機関の情報共有や連携を強化していくこと、福祉人材の確保、また高齢の障がい者への対応等に対する御意見等をいただきました。

続いて、15ページからは団体のアンケート調査結果となっております。

17ページを御覧ください。

問3で、それぞれの団体の地域で行っている活動についてお伺いしたところ、レクリエーションが4件、続いて相談や交流支援、研修や地域行事への参加といった御回答をいただいております。

また、19ページ、問5と問6にて、団体の活動を行う上での問題点についてお伺いしたところ、新しいメンバーが入らない、活動がマンネリ化している、リーダーが育たないといった回答が多くなっております。

また、団体の活動情報の発信についてお伺いしたところ、会員による口コミやSNSが3件、チラシやパンフレットの配布が2件となっております。こうした障がい者団体の活動を通じた情報の発信や普及啓発は、障がい

のある人の理解を促進する上で重要な取組みの一つですので、今後は障がい者団体への障がい者の加入の促進や、各団体の活動の活性化につながる支援についても検討していく必要がございます。

では、続いて24ページ、こちらからは、保育園や幼稚園のアンケート調査結果の御報告となります。

まず、27ページを御覧ください。

問5におきまして、それぞれの施設において、発達障がいや知的障がいなどの疑いがある、または気になる行動をする園児の数について、それぞれの施設で状況をお伺いいたしております。

また、29ページの間6では、その気になる行動の具体的な内容についてお伺いをいたしました。

各施設の結果を取りまとめたものが33ページ、一番下の表になります。

全施設の合計ということで、少し表が小さくて見づらいですが、こちらに結果を集約しております。表の横軸中ほどにございます計というところが、それぞれの施設の回答を足した数になっており、今回気になる行動がある園児として御回答があった数としては579人という数が挙がっておりました。

その内訳を見てみますと、「発音が不明瞭」が61人、また「見通しが立てられない」が55人、「集団行動がとりにくい」が54人と、それぞれ高くなっております。また、平成29年と平成26年にも同様の調査をしております、それらの結果と比較をしますと、いずれの項目においても増加しているという傾向がございました。

続いて、36ページを御覧ください。

問9にて、配慮を要する園児の保護者や家庭に対する対応や支援等どういったことを行っているかお伺いしたところ、「保育内容についての個別面談の実施」が8件、また「障がい児専門機関等に関する情報提供」が7件、「施設職員による家庭訪問や相談」が5件という回答となっております。

また、37ページ問10にて、配慮を要する園児への支援で困っていることについてお伺いしたところ、「保護者の理解や協力が得られない」が6件と最も多く、次いで「保護者と連携がうまく取れない」、また「人員不足で十分に関われない」、「職員の知識や経験が不足している」といった回答が多くなっております。こうした配慮を要する児童への支援に対しまして、家族の理解に基づく早期支援に向けての保護者への対応、支援する職員の質や量を確保するなど双方からのアプローチが必要になってくると見受けられます。

以上、簡単ではございますが、調査結果の御報告を終わります。

阿部議長

ただいまの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。委員、お願いします。

委員

2ページの4番のところに、3つに分けて有効回収率が出てますが、1つだけ100%になってないわけですけども、これで実数が、例えばこの76%というのが、250人中200人だったとか、どのぐらい結果として漏れてる格好になるのですか。案外、そこにもいろいろ取り組むべき課題があったのかなと、心配なんです。そっちの方が率的に高かったりすることもあり得るし、それこそ親の協力が得られないという項目もあったけれど、保育園、幼稚園の協力が得られないということでもないかなと思うんですが。今後の対策はどうするんかとか、分かっていたら教えてください。

阿部議長

事務局、お願いします。

委員

分からなかったら、また後で教えて。

事務局

先ほどの御質問に答えさせていただきます。

実数といたしましては、問3のところにあります定員数、こちらで895人となっているのですけれど、回収できなかったところの分析までは、できていない状況です。

今後、回収できなかったところにつきましては、聞き取り調査をさせていただけたらと思っております。それによって課題なども出てくるかと思っておりますので、また皆様に御報告できればと思っております。

阿部議長

ほかに何かございますか。

委員、お願いします。

委員

発達障がいバブルみたいになっていると思うのですが、この一、二年で増えた事業所は何軒ぐらいあるんですか。

事務局

前回の計画から増えたという考えでよろしいでしょうか。

委員

はい。

事務局

事業所につきましては、今年度に入ってからではありますが、児童発達の事業所が2か所できております。灘町にできたところと、あとこの度、児童発達支援センターが新たにできましたので、その分の2か所が増えております。

委員

放課後等デイサービスとかの事業所は増えてはいないんですか。2か所ぐらいなんですか。

事務局

放課後等デイサービスは、先ほど言いました灘町にできました児童発達支援事業所、こちらに放課後等デイサービスがありますので、1か所増え

たこととなります。その他には変更ございません。

委員 私はあまり児童は知らないんですが、何か倍ぐらいに四、五軒増えたような感覚持っておるんですが、そういうことはないですか。

事務局 市内で四、五軒増えたということでしょうか。

委員 何か最近、一気に増えたかなというような印象なんですが。

事務局 ここ数年で増えたのは先ほど言った2軒ぐらいですが、もともとあった事業所もございます。また、最近で言いますと、くじらさんが移転したぐらいです。増えたわけではなく、場所を移動したというのはございます。

阿部議長 他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

阿部議長 無いようでしたら、次に参ります。

第3次障がい者計画の計画素案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、失礼いたします。

第3次障がい者計画についてですが、素案の20ページをお開きください。

前回の審議会で御説明いたしましたアンケート結果から一部を抜粋し、取り組むべき主な課題について、こちらから記載しております。

障がい者、障がい児アンケートの回答者の状況、そして障がい者への理解の促進、暮らし、社会参加や学びへの支援、そして働き方への支援、保健・医療の充実、情報提供の充実、共に生きる地域社会、この6項目についてアンケートの結果及び今後の課題について、まとめさせていただいております。

この結果を基に、32ページからの第3次障がい者計画の基本理念、基本方針を決定いたしております。

資料の34ページを御覧ください、図にして施策の展開を示しております。

なお、基本理念といたしましては、前計画と同じく、「誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのまちづくり」としております。

そして「共生社会の実現」、「あらゆる差別の解消」、「分野横断的な障がい者施策の推進」、これらを基本方針といたしまして、11個の基本目標を立てております。

1、自立に向けた生活支援につきましては、障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、地域社会全体でのサポート体制の構築に努めてい

きます。具体的な取組といたしましては、総合的な相談支援体制づくり、在宅生活の支援、経済的な支援の充実、日中活動の場の充実、地域生活支援拠点の充実、障がい福祉を支える人材の育成・確保としております。

2、情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実につきましては、情報提供の充実や情報のバリアフリーを推進するとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援に携わる人材の育成・確保に努めていきます。具体的な取組といたしましては、広報・情報提供の充実、意思疎通支援の推進としております。

3、保健・医療の充実といたしましては、地域の医療、関係機関と連携し、安心して暮らせる支援体制の推進を図っていきます。特に、精神疾患に対する支援といたしまして、退院後の支援体制の構築を推進していきます。具体的な取組といたしましては、健康づくりの推進、地域における医療体制、地域リハビリテーション体制の充実、精神保健福祉の推進、難病患者等への支援としております。

4、切れ目のない療育・教育につきましては、障がいのある子どもや、その家族の支援といたしまして、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援が受けられる体制づくりを推進していきます。具体的な取組といたしましては、障がい児の支援体制の充実、子育て支援の充実、教育相談・進路指導の充実、教育環境の充実としております。

5、雇用・就労の促進につきましては、一人一人の個性と能力に応じて、可能な限り仕事を持ち、継続していけるような働き方を推進していきます。具体的な取組といたしましては、障がい者雇用の促進、市における障がい者雇用の強化、福祉的就労の充実としております。

6、行政サービス等における配慮につきましては、障がい者への合理的配慮の提供について、全庁的な取組を推進するとともに、選挙等の機会には障がいの特性に応じた情報提供の配慮を行います。具体的な取組といたしましては、行政職員の障がい者理解促進、選挙等における配慮としております。

7、安全・安心な生活環境の整備につきましては、地域で安全・安心に暮らしていけるよう障がいに配慮した住環境の確保や、外出しやすい環境づくりに向けた生活空間のバリアフリー化等により、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。具体的な取組といたしましては、福祉のまちづくりの普及・促進、外出しやすいまちづくり、暮らしやすい住居環境の整

備・改善、障がいのある方に配慮した住まいの拡充としております。

8、防災・防犯対策の推進につきましては、安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域の防災・防犯体制を整備していきます。また、犯罪被害の対象となることがないように、消費者被害に関する啓発と情報提供を推進していきます。具体的な取組といたしましては、防災・防火対策の充実、防犯対策の充実としています。

9、差別の解消及び権利擁護の推進につきましては、市民の理解、協力を得られるように相互理解や啓発活動の充実、障がいのある人の権利擁護や虐待防止等に取り組んでいきます。具体的な取組といたしましては、福祉教育の推進、地域福祉活動の推進、広報・啓発活動の推進、交流・ふれあいの推進、権利擁護の推進としております。

10、芸術文化・スポーツ等の振興につきましては、スポーツや芸術文化活動を通じて社会参加ができ、また、地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努めていきます。具体的な取組といたしましては、芸術文化活動の推進、スポーツ・レクリエーション活動の推進、生涯学習の充実としております。

11、国際交流の推進につきましては、国際交流、国際協力活動への参加支援や、地域に住む外国人との交流による相互理解促進を図っていきます。具体的な取組は、障がい者等の国際交流の推進、地域に住む外国人との交流の促進としております。

これら1から11までの基本目標のそれぞれの具体的な取組の中で、**【重】**というマークがついているものがあると思います。伊予市の現状、課題を受け、この項目を重点的に取り組む施策としたいと考えております。

続いて、36ページをお開きください。

重点的な取組といたしまして、①総合的な相談体制支援づくりとしております。こちらは障がいのある方が、気軽に相談することができ、生涯にわたって切れ目なく適切な相談支援を受けられる体制として、基幹相談支援センターである伊予市障がい者支援センター、そして福祉に関する総合的な相談支援を行っております福祉まるごと相談窓口の周知を行うとともに、相談支援機能の強化を図ってまいります。

②地域生活支援拠点の充実として、伊予市では、面的整備型で整備いたしました地域生活支援拠点の運用について、その課題や機能の充足について、継続的な検討をいたしまして、より一層の機能の充実を図っていきま

す。

③意思疎通支援の推進では、現在設置しております手話通訳者による窓口での意思疎通支援に加えまして、通訳者の派遣事業の周知を図っていきます。

④精神保健福祉の推進といたしましては、精神的健康の保持増進、精神障がい発生予防のため、こころの健康づくりに関する講座の開催や、うつやひきこもり、自殺予防等のメンタルヘルス対策を推進してまいります。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けまして、各機関と連携を図り、社会復帰を支援してまいります。

⑤障がい児の支援体制の充実では、障がい児に対し、乳幼児期から学校を卒業した後にわたり、自立と社会参加のための支援や、継続的な相談支援体制の充実に努めてまいります。また、令和2年度に開設した児童発達支援センターを中心に各事業所等との連携を図り、療育支援体制の充実を図ってまいります。

⑥市における障がい者の雇用の強化といたしましては、市における障がいのある人の法定雇用率の維持、向上を図ってまいります。また、職員に対し、障がいへの理解を促進するため、研修を実施してまいります。

⑦防災・防火対策の充実といたしましては、災害時に備え、地域ぐるみの防災ネットワークを推進するため、伊予市避難行動要支援者避難支援事業における避難支援個別計画の周知・登録を推進してまいります。また、災害時のストマ保管事業についてさらなる周知を行い、防災への意識向上へとつないでまいります。

⑧広報・啓発活動の推進では、障がいに対する正しい理解と認識を深めるため、広報紙、ホームページ等、多様な情報媒体を活用し、啓発活動に努めてまいります。また、ヘルプマークの周知を図っていきたくと考えております。

⑨芸術文化活動の推進では、公共施設等の展示スペースを活用し、障がいのある人や団体の活動について、発表できる場を確保してまいります。また、講演会や芸術活動に障がいのある人が参加しやすい環境整備に努めてまいります。

以上で第3次障がい者計画における基本理念、施策の方向性、重点的な取組案の説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。
委員、お願いします。

委員 伊予市の障がい者の市職員の採用のことについてお聞きしたいんですけど、現在今、市では何人ぐらいの障がい者の雇用をされているんでしょうか。

事務局 法定雇用率は達成していると聞いておりますが、人数までは把握しておりません。今後、必要に応じて御報告させていただきたいと思います。

委員 分かりました。

阿部議長 委員、お願いします。

委員 基本、A型事業所では健康診断が用意されておられません。市の保健センターの健康診断を受けたくても30歳からという規定があるんで、枠を緩くしてもらえるというのは可能なのか。A型に行くと18歳から30歳まで健康診断を受ける機会がないんです。病院で受ければいいけれど、なかなかかかりつけとかも、どの項目をお願いしたらいいのかとかもわからない。だから、せめて一般健診でいいので、いわゆる障がい者枠みたいなんができるといいなというのがあります。

委員 先ほどの健診に関してなんですけれども、現在、住民への健診といたしましては、生活習慣病を予防するための基本健診という形になっておまして、そういうことも踏まえながら30歳からという形になっているかと思えます。はっきりとした30歳の根拠が、今時点、回答できないので、後日調べて御報告させてもらえたらと思います。今回は持ち帰らせていただいて、今後、健診の組立てというものも含めて健康増進課にて検討させていただけたらと思います。

阿部議長 他にございませんでしょうか。

委員、お願いします。

委員 重点施策4のところになるんですけれども。現在、健康増進課にて精神保健分野の担当をしながら業務を行っており、その中で感じていることも踏まえながらにはなるんですが、精神保健に関しまして、本人だけではなく家族支援も含めながらでなければ地域生活というものはなかなか継続できないかなってというのが、私たちが実際対象の方に関わる中で思う部分です。健康増進課では、家族懇談会というものを年に4回程度ではありますが、開催をしておりますので、ここにある中に精神障がいのある方の社会復帰の支援とともに、家族支援というものも踏まえていただけたらいいかなと思っております。

また、この文言の中に自殺予防に関する内容があり、健康増進課が担当となって計画をしております伊予市自殺対策計画というものもありまし

て、この中で生きる支援として健康増進課以外の課や関係機関と協働しての取組というものも組んでおりますので、6ページのところにあるんですけど、この他計画との関連というもので健康のところなんですが、健康づくり・食育推進計画のみになっているんですが、ここに伊予市自殺対策計画も含めていただければと思いますので、提案いたします。

事務局

御提案ありがとうございます。

特に今後、精神関係の施策に関しましては力を入れていくべきところだと考えておりますので、他計画との関連というところで、6ページに計画の内容を入れさせていただくことと、また重要施策4、家族の支援、家族懇談会のこと、そちらも関係機関と協議させていただいて、内容に盛り込んでいきたいと思っております。

阿部議長

他に何かございますか。

委員

疑問というか分からなかったので質問したいんですが、今、説明いただいたページのことではなくて、18ページ、重点目標4のイの項目なんですが、特定の年齢の男性を対象としたクーポン券を発行しているとなっておりますけれども、このクーポン券というのはどういう意味なんですか。

委員

度々失礼します。

こちらは、風疹対策になります。一定の年代の男性、その時期におきまして、女性に関しては予防接種を行っていたんですけども、男性はその追加の予防接種が行われてなかったことによって風疹の抗体が低いと言われている年代が、ある一定層、壮年期になるんですけども、そのあたりの層で風疹の抗体が低いというデータが出ております。妊娠において、風疹にかかると赤ちゃんに対してもかなり影響があるということで、追加で抗体検査を行いながら、抗体が低い方に関しては、このクーポンを使ってしっかりと抗体をつけてもらって、国内における風疹の発生率を低くしていくというような施策の基に行っている健康増進課の事業です。

阿部議長

他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

阿部議長

それでは、無いようでしたら、次に参ります。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について御説明させていただきます。

まず、資料の39ページをお開きください。

こちらからは、障がい福祉計画における成果目標を記載しております。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行につきましては、令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本としています。そして、令和5年度末時点の施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること。この国の基本指針に基づきまして、第6期計画における目標設定を令和5年度末時点の地域生活移行者数を4人、令和5年度末時点の施設入所者の削減数を1人と設定しております。

続きまして、資料40ページにお移りください。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についてですが、国の基本指針における成果目標としましては、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本としています。令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定。そして、精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。こちらが国の基本指針となっております。ただ、こちらの病院のデータについては、県が今調査をするといった情報は入っているんですが、詳細については市にもまだ入っておりませんので、今後入り次第御報告させていただくこととなると思います。

第6期計画における目標といたしましては、平成30年度に自立支援協議会において協議の場を設置した精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けまして、引き続き協議の場を継続していくこととなります。また、保健医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数はそれぞれ年度1回の開催を目標値としておりますが、必要に応じて開催していくこととなると思います。

続きまして、資料41ページになります。

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてですが、障がい者・障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みづくりをいたします。伊予市ではそれぞれの事業所と連携を図って機能を分担し合う面的整備型の地域生活支援拠点を整備しているところです。第6期計画におきましては、各機能の充実に向けてニーズや課題を把握するとともに、自立支援協議会で状況を確認

していくこととしております。

(4)の福祉施設から一般就労への移行等につきましては、42ページを御覧ください。

こちらの下の表ですが、第6期計画における目標設定となっており、国の指針に基づき目標を設定しております。

令和5年度中の一般就労移行者数につきましては、令和元年度実績の1.27倍以上となっておりますので、目標は2人としております。また、令和5年度における就労定着支援利用者数は2人としております。就労定着率8割以上の事業所数につきましては、現在、市内に就労定着支援事業所はありませんが、市内に1か所事業所を整備したと想定し、1事業所と設定しております。

次に、43ページの(5)相談支援体制の充実・強化等につきましては、国の基本指針では令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとなっております。現在、伊予市には基幹センターであります障害者相談支援センター、こちらを中心に支援しているところですが、今後も相談支援体制の強化を図っていきます。

資料44ページ、(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築につきましては、障害福祉サービス等に係る各種研修に職員が参加するなど、サービスの質を向上させるための体制の充実・強化を図っていきます。

なお、資料45ページからは、障害福祉サービスの見込量と確保についての記載となっておりますが、こちらの目標値につきましては、今までの実績を基に設定しております。

また、資料51ページからは、地域生活支援事業の見込量と確保の方策につきまして記載しておりますが、こちらも実績を基に目標値を設定することとなっておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料の54ページです。

第2期障がい児福祉計画といたしまして、障がい児支援の提供体制の整備について国の基本指針を載せております。国の基本指針につきましては、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等

デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上を確保する。令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置するとなっております。こちらの児童発達支援センターの設置につきましては、令和2年度に伊予市内に設置済みであり、第2期計画におきましても維持継続していく方針としております。

また、保育所等訪問支援につきましても、児童発達支援センターで実施することとしておりますので、こちらにも維持継続をしていきます。

そして、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保につきましても、伊予市内にはこの事業所はございませんが、現在、市外の事業所を利用している状況にありますので、こちらにも維持継続していくこととなっております。

医療的ケア児支援のための協議の場、コーディネーターの設置について、協議の場といたしましては、現在、伊予市の自立支援協議会の障がい児部会の中でこちらの役割を担っていることとなっており、今後も維持継続をしていくこととしております。コーディネーターにつきましては、現在、伊予市で保健師がコーディネーター1名おります。そして、各相談支援事業所にも研修を受けていただきまして、現在2名がコーディネーターの資格を持っておられます。加えて、市といたしまして、コーディネーターではありませんが、医療的ケア児の支援者といたしまして、該当する研修を受けた者が1名おります。さらに、事業所にも1名おられますので、今後また研修等の機会を得ましたら、その際に研修を受けていただいて、今後コーディネーターを増やしていこうと考えております。

55ページからは、各サービスの見込量を設定しております。

こちらにも実績を基に目標値を設定しておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で第2期障がい児福祉計画の説明を終わらせていただきます。

阿部議長

ただいまの説明について御質問、御意見ございませんでしょうか。

委員、お願いします。

委員

失礼いたします。

障がい福祉計画の(2)、40ページですが、こちらの精神障がいのところですが、先ほども申し上げたとおりなんです、精神障がいの方に対する支援としまして、在宅や地域移行の支援を継続していきたいという気持ち

で保健センターも取り組んでいるのですが、その際に対象となる方や家族を支援することに加えて、その方に関係している、支援している機関同士の連携というものもより一層この目標を達成していく上においても必要となってくるのではなかろうかと思っております。

退院後のケアといたしまして、地域生活を継続していくことを目標に入院施設や訪問看護ステーションなどの医療分野も含めた地盤づくりが必要となるのではないかと思うので、そのあたりも踏まえた伊予市として方針に含んでもらえたらと思います。ここ最近というか、この数年で特にですが、精神分野においては、困難を極める事例も多く出ておりますので、ここでの協議だけではなく関わりを持つ支援者同士のネットワークづくりというものも加えながら場を設定していただけたら大変ありがたいと思います。

事務局

御意見ありがとうございます。

精神障がいの包括ケアシステムにつきまして、事務局の方針といたしましては、自立支援協議会の中の精神障がい者部会の活用を考えております。

なお、委員構成についてですが、今後見直しが必要だと私たちも考えております。例えば訪問看護の方など、より当事者や家族の方に近い立場の方、そういった方々を加えさせていただきまして、熟慮したメンバー構成としていきたいと考えております。

阿部議長

他に何かございますか。

委員、お願いします。

委員

先ほど言われてた地域包括ケアシステムの構築に向けてなんですけども、全体としては自立支援協議会のメンバーの更新で検討していけばいいと思うんですが、小さなところでは、精神科の病院に医療入院などで入院した場合だったりとかは、退院前カンファレンスで検査入ってもらったりとか、例えばその方が高齢であれば長寿介護課に入ってもらったりとか、あと在宅でいったら同居の方が高齢者で障害福祉サービスを受けてない場合は他の関係する課とかも連携を取って担当者替えしたりとか、そういうこともしてると思うので、相談支援の中での課題といいますか、そういうのも挙げていけたらなと個人的には思います。感想になりましたが、以上です。

事務局

福祉課といたしましても、入院されてた患者さんが退院されるときのカンファレンスとかに参加させていただいて、サービス利用などにつなげて

いくよくなると思うのですけれども、そういったことも含めまして、個別のケア会議はまた別といたしまして、包括的に支援できるというのがこの体制になりますので、関係機関と連携を取ることが最も大切になってくるかと考えております。そちらも、また相談支援専門員さんたちとも相談させていただきながら、計画を考えていきたいと思っております。

阿部議長

他に何かございませんでしょうか。

委員、お願いします。

委員

ありがとうございます。

御質問ですけれど、コロナで日々報道に冷や冷やしながら翻弄されている日々ですけれども、こうなってみて、相談支援の日々の活動の様子で考えると、通所で定期的にサービス利用等日中の活動の場に出ている方が、やはりベースの健康は脆弱であるということであまりお出ましにならなくなって、より在宅で個別に使えるサービスにシフトしているような状況も見受けられるかなと思っております。状態によっては想像ができないというか、予測ができない要素かなと思いますが、そうした場合に通所していた方たちが結局通所に行かないから、在宅サービスに移行するイメージになると思うのですが、計画作成については、コロナで特別ということで別になっているのでしょうか。それとも、各施設利用者さんの継続的な御利用のことで、衛生材料費など多分たくさん費用を使われるということにもなっていて、助成もあるんですけれども、今までの日々の人の動きの予測と、これからあとはちょっと違うのかなと思ったりして、そのあたりについて何か国から指針みたいなのはあったのでしょうか。

事務局

それでは、お答えさせていただきたいと思えます。

まだ国からの指針は何も入ってきてない状態です。先ほど委員が言われたように、コロナの影響が大変大きくて、愛媛県は当初そこまで影響はないかなと思っていたのですけれども、また最近ちょっと出てきております。実際、ここ数日だけで事業所さんから連絡が入りまして、通所に来られてたんですけれども、やはり在宅に切り替えたいとか、そういう事例をお聞きいたします。したがって、今この計画を立てている段階では、そちらは考慮されていない状態になっています。そして、国からも指針が出ていないので、こちら国からの指針待ちというところではあります。Q&Aも11月に出たのですが、そちらにも記載がございませんでしたので、恐らく今後何かしらの指示があるかもしれないんですけれども、その際には委員の皆さまに何らかの手段でお知らせをしていきたいと考えております。

委員 ありがとうございます。

阿部議長 他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

阿部議長 では、ないようでしたら、次に参ります。

次は意見交換となっておりますが、何かございますか。

委員 いいですか。

阿部議長 委員、お願いします。

委員 私は、月に1回かかりつけの心療内科で薬をもらっているんですけど、そのときは自立支援医療で1割になるんですけど、例えば風邪引いたとか、けがした場合に病院とかでは今3割になるんですね。そういう場合、障がい者はどの病院に行っても1割負担になるような障がい者保険みたいなのをつくっていただいたらいいと思うんですが、それは実現できないでしょうか。国に対して要望になるんですか。

事務局 今、委員からの御提案をお伺いしまして、現在、先ほど委員さんが申したとおり、自立支援医療のほうでは精神面に関するそのお薬については1割、その他については3割という形に現状はなっております。この要望としましては、市や県独自で行う状況でも難しいところがございますので、まずは国からの動きがありまして、またそのような制度の改正とか、そういう場合がありますら制度の見直しを行うと思っておりますが、現状ではなかなか難しい状況という形ではないかというところでお答えさせていただいたらと思っております。

委員 分かりました。

阿部議長 他に何かございませんでしょうか。

委員、お願いします。

委員 前回も少し言ったんですが、第3次障がい者計画のところの20ページ、年齢構成のところですけども、80歳以上が28.6%、次いで70代が24.2%、合わせると半分以上。さらに60歳以上を加えると3分の2ですね。多分、かなりの割合で介護保険を利用されていると思うんですが、この人たちが入るとより若くて支援が必要な障がい者像がちょっと狂ってくるんじゃないかかと思っております。合算と元のアンケートのときに、介護保険を利用してるかどうか、そういう点をもうちよっと聞いてみたらどうかかと思っております。

これ以降の障がい者計画では高齢者がほとんど入ってないんですけども、最初の障がい者が伊予市に何人いるとかいう全体像がちょっと高齢者

に偏ってるような気がします。

事務局

今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

以前の第1回目の審議会のときにも、委員から御意見をいただきまして、今回アンケートの内容では単純に年齢を聞いたというところにおきまして、こういう結果が出ております。

全体的に見ましても、肢体不自由が多く占めております。肢体不自由の申請者自体、高齢者が増えてきており、介護保険との絡みもあろうかと思えますが、現在ちょうど長寿介護課でも介護保険の計画策定中でございます。そちらとの整合性も今後取っていくようになっておりますので、できる限りその反映をしていきたいと思っておりますが、現時点では難しい状況でございます。

委員

すみません。これを見る限り、回答者になっているので、知的障がいの保護者は多分ほとんどがもう今高齢化してます。だから、本人が答えられない親も含まれてるってことですかね。私も本人が答えられないから、それこそ50から59のところにに入れてるんで、その本人の年齢なのか、回答者の年齢なのかだけど、回答者も入るんですよ、どうなのでしょう。

事務局

アンケートを御回答いただくときに、基本的には手帳を持たれてる方を対象にお送りしてますので、基本的にはその方が御回答いただく、もしくは、本人が御回答いただけない場合は家族の方であったりとか、介護者の方が代わりに御回答いただくんですけれども、年齢であったりとか、そういったところは障がいのある方御本人の意向をお答えいただけるようにお聞きしておりますので、こちらに関しては障がいのある方御本人の状況になっております。

阿部議長

他に何かございますか。

1つ、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組ってというのが書いてあって、職員というのはどこを指しますか。

事務局

市の職員を指しています。

阿部議長

分かりました。

そういう研修を全体に、いわゆる伊予市で福祉事業所をしている事業所の職員の質の向上ができたらいかなと思っていて、伊予市社協がいただいているんですけど、例えば、すごく恥ずかしい話かもしれないんですけど、うちの職員の中にも療育手帳と障害福祉サービス受給者証の違いが分からない方とか、見方が分からない方とかもいらっしゃるのが現実なので、月に1回必ず研修をするようにしているんですけども、人を雇って発

達検査の研修を毎月行っているんですけど、そういうのがもし伊予市全体で既存的なことでもいいのでやっていただけると、伊予市にある福祉事業所のその質が上がるかなと思うので、もしよかったらまた考えておいてください。

事務局

御意見ありがとうございます。

なお、福祉事業をされているサービス事業者に向けての研修というのは、伊予市が基幹センターであります障害者相談支援センターである伊予市社協に事業委託させていただいております。今までは年に5回、恐らく研修会をしていたと思うんですけども、ここ数か月はコロナの影響で今年は開催できていないのが現状です。それ以外につきましても、もし事業者さんから御要望などがありましたら、私たちでよろしければ福祉の基本的な知識、手帳についてのこととか、そういったことであればもういつでも研修させていただきますので、御要望いただければと思います。よろしく願いいたします。

阿部議長

他にございませんでしょうか。

委員さん、お願いします。

委員

児童発達支援センターについて、稼働的には今どんなんですか。

事務局

伊予市の児童発達支援センター、みどり保育所の後にできたところのことだと思いますが、そちらにつきましては11月、今月がプレオープンということで、いろいろな施設の方とかの見学の受入れをしておりました。12月から本格稼働ということで、現在募集をかけているところです。ただ、年度の途中ということもありまして、必要な方はすでにいろいろな事業所に通っている状態にあります。したがって、今後の流れとして、定期的に巡回相談員さんたちが各保育所、幼稚園等巡回をされておりますので、そこで気になったお子様について、子ども総合センターに相談をいたしまして、児童発達支援センターの利用につなげていく予定で考えております。

委員

ありがとうございます。

阿部議長

他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

阿部議長

では、次に参ります。

次回の審議会について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の審議会についてですが、第1回審議会の時点では令和3年1月上旬に開催予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症が再び拡大

傾向にある現状を踏まえ、書面開催とさせていただく可能性があります。

開催方法については、会長と相談の上、事務局の判断とさせていただいてよろしいでしょうか。

阿部議長

ただいまの説明について御質問、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

事務局

阿部会長、議事進行、誠にありがとうございました。また、長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。

午後3時20分 閉会